

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (水産林政総務課) 一
- 保安林の指定施設要件の変更の予定 (森林整備課) 二
- 海岸保全区域の変更(三件) (河川課) 二
- 土地改良区の定款変更の認可 (北部地方振興事務所) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (森林整備課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁教育企画室) 六
- 外部監査人の監査の事務の補助 (監査委員) 六

告 示

○宮城県告示第七百六十五号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
	宮城県知事 村 井 嘉 浩		

東泉堂病院

遠田郡涌谷町字追廻町七十番三

令和元年九月十七日

令和四年九月十六日

○宮城県告示第七百六十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和元年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号(漁業災害補償法)に基づく漁業加入区の設定された宮城県協同組合の地区	令和元年八月二十七日	東松島市宮戸字仙堂山十七番 阿部信弘 東松島市宮戸字鹿島一丁目三十四番 門馬 猛	漁業災害補償法施行令(昭和二十九政令第二十九号)第三十八号の四に規定するのり養殖業	七人
宮城県第六加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号(漁業災害補償法)に基づく漁業加入区の設定された宮城県協同組合の地区	令和元年八月二十七日	気仙沼市波路上原五十六番二 氣山 郁男 気仙沼市波路上後原二十六番 氣山 信夫	漁業災害補償法施行令(昭和二十九政令第二十九号)第三十八号の四に規定する特定かき養殖業	五人
宮城県第十四加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号(漁業災害補償法)に基づく漁業加入区の設定された宮城県協同組合の地区(波路上、うち原、岩井崎の区域)	令和元年八月二十七日	気仙沼市波路上内田百三十六番一 村上 公一 気仙沼市波路上内田百四十一番一 鈴木 正和	漁業災害補償法施行令(昭和二十九政令第二十九号)第三十八号の四に規定する特定かき養殖業	三人

宮城県第四十八加入区	宮城県第四十九加入区	宮城県第五十加入区
平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所のうち(長磯、下原の区域)	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所のうち(森の区域)	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所のうち(岩月の区域)
令和元年八月二十七日	令和元年八月二十七日	令和元年八月二十七日
気仙沼市長磯下原六十八、村上誠一郎、五十二、五十五、島山泰	気仙沼市長磯下原七十四、小野寺清繁、平田節郎	気仙沼市長磯下原七十三、日野邦行、熊谷洋
漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二十九号)第三十八條の四に規定する特定かき養殖業	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二十九号)第三十八條の四に規定する特定かき養殖業	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二十九号)第三十八條の四に規定する特定かき養殖業
四人	五人	八人

○宮城県告示第七百六十七号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 令和元年九月十七日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県利府町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

宮城県利府町(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県利府町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び利府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百六十八号

海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三條第一項の規定により、昭和三十三年宮城県告示第四百一十一号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県気仙沼土木事務所(備え置いて縦覧

(リ)点	(ラ)点	(ロ)点	(ハ)点	(ニ)点	(ヒ)点	(ヘ)点	(ホ)点	(ヘ)点	(フ)点	(ヒ)点	(ハ)点	(ノ)点	(ネ)点	(ヌ)点	(ニ)点	(ナ)点	(ト)点	(テ)点	(ツ)点	(チ)点	(ツ)点	(セ)点	(ス)点	(シ)点	(サ)点	(コ)点
北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	

○宮城県告示第七百七十一号

美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和元年九月九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年九月十七日

宮城県北部地方振興事務所
所長 小野和宏

(リ)点	(ラ)点	(ロ)点	(ハ)点	(ニ)点	(ヒ)点	(ヘ)点	(ホ)点	(ヘ)点	(フ)点	(ヒ)点	(ハ)点	(ノ)点	(ネ)点	(ヌ)点	(ニ)点	(ナ)点	(ト)点	(テ)点	(ツ)点	(チ)点	(ツ)点	(セ)点	(ス)点	(シ)点	(サ)点	(コ)点
北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	北緯三三度五〇分五十四秒六一三三東経一四度三五分	

（注）座標は、世界測地系による。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和元年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 洲崎防災林造成業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 水産林政部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年九月九日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 石巻地区森林組合 石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地一
- 五 落札金額 二千三百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年七月三十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和元年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教育情報ネットワーク(SWAN)無線機器等整備(第三期)及び貸借等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年八月九日
- 四 落札者の名称及び所在地 NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目二番七十号
- 五 落札金額 三億九百六十四万二千元
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和元年六月二十八日

監査委員

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年9月17日

宮城県監査委員	中 島 源 陽
宮城県監査委員	す じ ゅ う
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加里

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- | | |
|---------|---------------------|
| 氏 名 | 住 所 |
| 大 木 彩 乃 | 千葉県柏市柏1丁目7番1-2108号 |
| 尾 崎 兼 行 | 埼玉県和光市本町17番60-1202号 |
| 猿 木 貴 史 | 東京都大田区西蒲田2丁目9番3号 |
| 豊 島 成 彦 | 東京都江東区亀戸5丁目17番4号 |
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和元年9月17日から令和2年3月31日まで